

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
38 (H25)	〇不動産会社との連携 地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会・意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。(東区21)	障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する
39 (H25)	〇大家・管理会社の不安 大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常的に接する機会が少ないため、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることが、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。(東区22)	大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
だれ 誰が なに 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】6の見解と同じ	【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・No.3 6の記載と同様。 【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。 【令和3年度】 ・No.6の記載と同様	主：住まい 副：個別的
【課題整理済】6の見解と同じ	【大家さん、不動産仲介業者、管理会社との意見交換会】 ・No.3 6の記載と同様。 【参考】 ・No.6の【参考】の記載と同様。 【令和3年度】 ・No.6の記載と同様	主：住まい 副：個別的

No. おんど (年度)	事例、問題提起、困りごと じれい もんだいていき こま	課題 かだい
例 れい	誰が何を困っているのか？ だれ なに こま 〇〇が〇〇 〇〇という事例 じれい	〇〇という課題がある かだい 〇〇が必要 ひつよう
7 (H24)	重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先 ちようふくしょう した い ふ じ ゆ う ちてきしょう や入居先がなかなか見つからない。（東区7） にゆうきよさき み ひがしく	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 しょう しゃしせつ じぎょうしょ ばり あ ふ り ー か すいしん ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 げんこう しょうがいていどくふんにんてい みなお ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。 しょう ていどくふんにんていちようさいん す き る あ っ ぶ。 ほか

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児(者)を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。 ⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく ⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置 ※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会 子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。	【東区との意見交換結果】 ・重心の方も(地域生活を?)求めている。社会人としてどう成長していくのか?ということを考えている。 ・障がいの重い人の大人モデルにシンボジストとなってもらい、話をしてもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。 【参考】 ・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。 【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関わるプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議(R2年4月・書面会議)、第34回全体会(R2年5月・書面会議)にて行なった。 【令和2年度】 ・第34回全体会結果(R2.5.15) 重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。 ・協議会運営会議(R2.6月 書面会議) 運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会(令和2年12月)へ報告書提出。 ・協議会運営会議(R3.3.24 リモート会議) 重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向ける議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。 【令和3年度】 ・第36回全体会結果(令和3年6月) 重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周りで困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げた上で、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。 ・第37回全体会結果(令和3年12月) 協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうな事は継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。	主：身体と知的の重複障害

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
87 (H28)	36歳女性、ALSで気切、人工呼吸器装着、胃ろう造設。夫と3歳の息子の3人家族。実家は道外で家族の支援は受けられない。 8か月前に初診だが、進行が非常に早くて既に寝たきりで動けない状況。顔の筋肉が若干動くことから、しゃべると空気が漏れる音で多少話をして内容が聞き取れる状態。 本人としては、まだ会話が出来る内に自宅に戻って息子さん、ご主人と関わりながら在宅生活を送りたい希望だが、医療的ケアが非常に多い状況で、喀痰事業者一貫事業所から手当たり次第事業所に連絡しても、新規でサービス提供できる事業所がほとんどない現状。サービス提供が整わないと自宅に戻ることは難しいことから現在も入院継続しながらサービス調整を試みている状況。【相談】	【課題】 ALS患者のヘルパー手配について 【考えられる解決策】 医療的ケアが必要な人への重度訪問介護は通常の重度訪問介護よりも事業所が見つからない。 特定医療行為の研修費用も高く、タイミング的にもいつでも研修を受けられる状況ではない。また、研修を実施できる指定事業所毎に研修開催時期も発表しているため、札幌市内でいつ、どこで開催されるのかの一覧がない。 特定医療行為の研修費用の助成制度や研修の計画的な実施（毎月どこかで研修が受けられるような仕組み、もしくは、希望者が5名集まったら研修受講ができるなど）。 PA制度による医療的ケアの整理。 ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 次に同様のケースがあった場合に、体制をどうするか。 ヘルパーの技術向上ではあるが、医療的ケアの研修を受ける必要がある。 研修事業者の指定は道。 自事業所のためだけの研修実施はできないことになっているが、自事業所の受講者がいないと中止になることもある。 重複障がいプロジェクトの取組とも重なる。 医療的なこともあるので、訪問看護などとも関わっていった方がよい。 ALSの方にサービス提供する事業所は一部。 ヘルパーPTでも研修のひとコマにALSについて入れることはできるかもしれない。 重度訪問介護は単価が安いというイメージなので、医療ケアが無くても事業所が無い。 ALSは難病なので毎日訪問看護入ること可能。 ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームで検討	【平成30年度】 平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置。検討会では、重度障がい者を支える人材育成についても論点のひとつとなっている。 重複障がいに関するプロジェクトチームでも、市内の居宅介護事業所や訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。 平成31年3月に「重複障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/documents/arikatakentoukai_ikensyo.pdf 【令和元年度】 重複障がいに関するプロジェクトチームにて、市内の訪問看護事業所に対してアンケート調査を実施。 【令和2年度】 令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。 協議会運営会議(R3.3.24 リモート会議) No.7の記載と同様。 【令和3年度】 重度障がいの課題については、No.7の記載と同様。 ヘルパーの課題については、No.1の記載と同様。	主：医療 副：支援技術・障害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
88 (H28)	45歳 女性 ALS (気管切開、胃瘻、人口呼吸器あり) 夫(潰瘍性大腸炎を患いながら福祉施設に勤務)、娘2人(中学生と小学生)と同居 【在宅生活中、利用していたサービスなど】 重度訪問介護720時間(ヘルパー事業A、Bの2ヶ所)※720時間の大部分をAが担っていた。 訪問リハビリ 訪問診療 事業所Aのヘルパー退職が相次いだことで、720時間の調整が困難となり、6月上旬から市内の病院へレスパイト入院。Aを通じて6月中旬にヘルパー調整の相談依頼を受ける。入院後Aの紹介で、事業所Cが加わり入院中PAとして病院へ派遣開始。本人、家族の希望は『720時間のヘルパー調整を行い在宅復帰』。病院も入院当初は『720時間の調整がつくまで』という条件で受け入れていた。道HPから『喀痰吸引等に関する登録特定行為事業者一覧(重度訪問介護)』すべての事業所にあたったが、対応頂けるという返答を貰った事業所2ヶ所のみ。9月8日時点で、未調整の時間が約350時間。720時間の調整は困難となる。病院も調整つく目途ないのであれば施設へ退院を推すようになる。生活介護、短期入所等の併用も含め、在宅復帰検討となるが、受入可能な通所、短期入所もほぼ皆無な状況。社会資源不足が原因で在宅復帰が非常に困難となっているケース【相談】	【課題】 重度訪問介護720時間の支給決定を受けている方の退院に向けたサービス調整 【考えられる解決策】 解決策が見当たりませんが考えられるとしたら、 - 社会資源(医療ケアがあっても受入ってくれる事業所)の拡充促進 通所も、ショートも、ヘルパーも・・・ - 喀痰吸引等の研修頻度の増回(現在年2回くらい?) - 医療的ケア対応事業所の加算の充実 ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題
102 (H30)	一人暮らしをしている知的障害のある方が区役所から様々な通知書が送られて来ても、漢字等にルビが付いていなく何について書かれているのか分からなくて、とても困っている。【東区】	ルビが付くと読める知的障害のある方もいるが、ルビがあると反って読みづらくなる発達障害や視覚障害のある方もいるので、多くの方が読める通知の方法を検討する必要がある。 行政からの知的障害のある方への通知書等(特に福祉に関するもの)には全てルビを付けるようにする。 タイトルだけでも、ひらがなで表示したり、問い合わせ電話がしやすいよう電話番号を目立つようにしたり、大切なお知らせだとわかる色つき封筒で送付したり、工夫する。 全国手をつなぐ育成会連合会 本人活動支援委員会が作成した「わかりやすい情報提供のガイドライン」 大阪手をつなぐ育成会「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」を活用し通知の方法を検討する。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】87の見解と同じ PAのサクシオンは、同意書で可能。胃ろうはできない。	【参考】 - 平成30年度報酬改訂により、医療的ケア児者に対する支援の充実がある(重度訪問介護についての規程は無い)。 ⇒札幌市医療的ケア児支援検討会が平成30年6月に設置された。 ⇒平成31年3月 上記検討会にて「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」が実施され、報告書が作成されている。 http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/sagyosho/documents/houkokusho_190319.pdf ⇒令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。 - ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームでも課題として検討。 【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 - No. 7の記載と同様。 【令和2年度】 - No. 7の記載と同様。 【令和3年度】 - No. 7の記載と同様。	主：医療 副：支援技法・障害特性
【課題整理済】 - 必要に応じて各区で個別に対応してくれていることは確認した。 - 一概にルビがあればということではなく、本人にわかりやすい表現というのは大切になってくる。 - 例えば、「この書類は重要なのでわからなければ誰かに相談してください」と表記をする等の工夫は出来ないかについては、今後の検討になるが、行政の意識としても「わかりやすさ」を意識するような状況になってきている。 「わかりやすい情報提供ガイドライン」を市役所(障がい福祉課)内で回覧し意識を高める。各区保健福祉課福祉支援係には、東区地域部会からの地域課題フィードバックのため、運営会議議事録 課題整理シート、情報提供ガイドラインはその参考資料として送付する - 視覚障がいの方への通知については、各区で個別に対応しているという回答。第三者に伝えていくシステムについてという意見が出ていた(課題No.101) - 課題カテゴリとして、新たに「情報保障」というものを作成。この課題はそちらに分類することにする。	【第35回全体会(令和2年12月)】 全体会構成委員より区役所からくる通知等にはルビがなくわかりづらいとの意見あり。 ⇒(札幌市回答)一律にあらゆる通知にルビをつけたり、言葉を簡単にしたりすることは難しいですが、個別にお問合せいただきましたら、障がいの特性等に応じ、必要な合理的配慮の提供を行います。知的障がいのある方ははじめ市民の皆様にわかりやすい内容の文書を作っていくよう、努めていきたいと考えております。	主：情報保障 障

No. おんど (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
30 (H25)	〇知的障がい者には、情報の説明がわからない。避難場所が家から遠くなっているようであるが（近くにも避難場所があるのに）その理由もわからない。 〇救助体制はどのような仕組みなのか知りたい。 〇障がいのある方への情報提供の仕方などを再度見直して欲しい（ルビ振り）その他、一般市民に向けた周知も含む。 〇現在、これらの事に関してまちづくりサポーターと協議しているとの事だが、進捗状況と今後の方向性も含めて回答を頂き、各関係者（手稲区地域部会）にも伝えていきたい。（手稲区1）	● 震災時の避難（ハザードマップ含む）などについての情報が少ない ● 障がい者（子供、高齢者）が本当に避難できる場所なのか？見直してほしい

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 ・情報不足、避難所の整備等は引き続き情報収集する ・まちづくりサポーターにより平成25年度の活動報告及び進捗状況については現在取りまとめ中。 ・平成26年9月11日の大雨の状況について、危機管理対策室が平成27年3月に報告書を作成。 http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html	・福祉避難所は非公開。開設されるかどうか、その時の状況によるため。 ・一般の避難所から福祉避難所に誘導する仕組。 ・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 ・平成30年9月に発生した「北海道胆振東部地震」後には、各地域部会で災害に関する検討が行われた。自立支援協議会全体としても災害に対する取組みと今後の課題に向けての検討を行うことを運営会議で決定。第32回全体会で、災害発生時の状況と対応、今後の課題について共有することにした。 →令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/kyougikai/documents/99_nenkankatudouhoukokusyo_bousai.pdf 【参考1】 ・「札幌市災害時の要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置要綱」 ・「要配慮者二次避難所（福祉避難所）設置・運営ガイドライン（概要版）」（令和元年9月作成） https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjo/documents/gaiyou-gaidorainn.pdf 【参考2】令和3年度報酬改定 「感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する」と示される。 1. 感染症対策の強化（全サービス） 2. 業務継続に向けた取組の強化（全サービス） 3. 地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス） 【参考3】 札幌市が要配慮者二次避難所（福祉避難所）のリーフレット「福祉避難所ペース・要配慮者二次避難所（福祉避難所）のご案内」を作成、周知（令和3年度） https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/youhairyosyanijihinanjo/youhairyosyanijihinanjo.html	主：災害 副：情報保障

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
103 (H30)	在宅で、24時間酸素療法を行っている障がい児が、震災に伴う停電で電源が確保できず、かかりつけのクリニックに相談したが、大きな病院への入院手配や紹介はしてもらえず、家族が直接電話するよう言われ困った。【東区】	24時間電源が必要な医ケアを在宅で行っている障がい児者が、災害による停電時に、電源確保などの入院が必要になった場合のしくみのあり方を検討する必要がある。
104 (H30)	自閉症の子供の親が、多動などの障がい特性から避難所に避難できなくて在宅で過ごすしかなく、パニックなどの対応や食糧・水の確保が困った。【東区】	多動など障がい特性のため、一般避難所に避難できない障がい児者の避難所の指定について検討する必要がある。
105 (H30)	精神や知的の障がい児者は、災害発生後数日から数週間後に心身に変調が現れたが、災害時の心のケア専門の相談窓口があることを知らなかった。【東区】	災害時に心のケア専門の相談を受ける窓口の周知を徹底する必要がある。 *生活支援ガイド 1. よくある質問 (Q&A) http://www.city.sapporo.jp/kinkyu/seikatsushien/201809/index.html#QA

うんえいかいぎ きやう 運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) けんかい としての見解	けつか 結果	かてごり カテゴリ
だれ 誰が なに 何を いつ どのように	うんえいかいぎ きやう 運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) けんかい う の見解を受けた結果、○ ぶかい ○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
かだいせいりずみ 【課題整理済】 うんえいかいぎ ・運営会議にて、自立支援協議会全体で北海道胆振東部地震 はっせいじ じようきやう 発生時の状況まとめと今後についての検討を継続していくこ とを決定。 かくちいき じしん たいお ・各地域の地震の対応についてまとめていく段階で、同様の 課題を抱えていると確認されるのではないかと推察できるた め、全部出そろった段階で、東区の課題をどのように扱って いくか整理していく。 いめーじ きやうゆう ・イメージを共有して、協議会全体としてどのようにまとめ ていくか、どのように公表するか検討を進める。	だい かいぜんたいかい ちいきぶかい ・第32回全体会で地域部会、専門部会から報告する。 れいわがんねん がつだい かいぜんたいかい →令和元年5月第32回全体会にて「防災に関するまとめ」を共有 http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/kyougikai/documents/99_nenk ankatudouhoukokusyo_bousai.pdf ちいきぶかい ・地域部会連絡会では、「防災のまとめ」の周知を行っていくことと地域部 会防災に関する活動を継続的に、情報共有していくことを決定(令和 元年8月21日地域部会連絡会) さんこう 【参考1】 さっぽろし 札幌市では、令和元年10月から、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気 式医療機器を使用する呼吸器機能障害のある方や難病患者の方などに対 し、非常用電源装置等の購入に係る費用を助成する「札幌市障がい者等災害 対策用品購入費助成事業」を実施することとなった。 http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/documents/saigai_youku ou.pdf さんこう 【参考2】 なんばー ・No. 3 の記載と同様	しゆ さいがい 主：災害
かだいせいりずみ 【課題整理済】 なんばー けんかい どうよう No. 103の見解と同様	さんこう 【参考1】 なんばー ・No. 3 の記載と同様。 さんこう 【参考2】 なんばー ・No. 3 の記載と同様 さんこう 【参考3】 なんばー ・No. 3 の記載と同様。	しゆ さいがい 主：災害
かだいせいりずみ 【課題整理済】 なんばー けんかい どうよう No. 103の見解と同様		しゆ さいがい 主：災害

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
106 (H30)	児童デイを利用する親が、事業所からの安否確認で訪問を受け、親子ともに安心できたという事例。 精神や知的の障がい児者は、震災発生直後の訪問等の対応で、ショックがかなり抑えられたという事例。 【東区】	福祉サービス提供事業者が軸になった災害発生時安否確認のしくみを検討する必要がある。 例) 事業所連合チームが地区割りで安否確認する。 例) 障害者手帳・受給者証更新時に、近所の事業所の場所・連絡先をお知らせし、何かあれば頼るよう案内する。
107 (H30)	本人や子供の障がいにより、避難所に避難できず在宅で過ごし、水汲みや食糧確保に出かけても長時間並ぶことができず、入手できなくて困った。【東区】	障がい児者本人や家族が、優先的に水や食糧・ガソリンを確保できるような仕組みを検討する必要がある。
90 (H28)	54歳・男性・知的障害（療育手帳B-） 家庭の事情から家族との同居を解消。本人は単身生活を希望し地域のアパートへ入居。 日中は就労継続支援A型にて就労。障害基礎年金2級受給中。 これまでは、同居家族が金銭管理を行っていたが、今後支援が得られないため社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を検討中。 生活保護受給者は利用無料であるが、本人のような非課税世帯の方は利用料が1時間1. 200円かかる。 数年前に胃潰瘍で2回入院した際、有給休暇も使い果たし、給料が0円になった経験が、本人の中に強く残っており「金銭管理は頼みたいけど、また倒れたら利用料が払えるかな」と心配しており、利用料が高いハードルとなっている状況。 就労継続支援A型での給料は時給制であり、本人の労働時間がダイレクトに反映される分、生活保護受給者よりも経済的に不安定であると感じた。【相談】	【課題】 日常生活自立支援事業の利用料金について 【考えられる解決策】 日常生活自立支援事業の利用料金について、非課税世帯の無料化 【同様の事例】 例えば過去には、本人が社協に出向けば300円位でやってくれてたこともあり、一律でなく、もっと柔軟になれば。 ・日自の原則は訪問になっている。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 No.103の見解と同様		主：災害
【課題整理済】 No.103の見解と同様		主：災害
【課題整理済】 ・日自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が少ない？ 一他都市に、社協以外の金銭管理制度はないか？ 消費者センターを活用した仕組みでできないか？ 社労士・行政書士等が金銭管理の仕組みを作っているところもあって、でも割にあわない。グループホームで金銭管理しているところもあるが、グループホームが職能団体に依頼して契約することができた方が良いのではない。 A福祉会で金銭管理のシステムを持っている。法人管理口座と、本人管理口座を作っている。財産管理契約を本人と結んでいて、H銀行との提携をしている。退所後も希望者には行っている。法人単体でなく、札幌市としてのシステムにする参考にできないか？ 1時間1200円の利用料がかかる。実施主体の社協が利用料を決められることになっているが、全国的に統一されている様子。したがって、個別に利用料設定は可能かもしれない。 金銭管理について、日時と成年後見しか制度が無い。 知的障がい、精神障がい、認知症の方が対象。単なる浪費癖は、対象にならず、契約能力がある人で、権利擁護審査会で利用決定。利用を認めてもらうことが難しい場合も有、本人が支援の必要性を自覚できていないと、使えない。金銭管理はオプション。 成年後見利用支援事業についても活用を。	平成30年度専門部会連絡会で課題整理。就労支援随新部会で継続審議することとなる。 【参考1】 ・札幌市成年後見制度利用促進計画が、令和3年3月に策定された。 https://www.city.sapporo.jp/chiiki/fukushi/keikaku/kouken.html ・令和3年度成年後見制度利用支援事業の実施要項事務取扱が改定 ⇒令和3年7月1日から、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人・親族申立て事案においても、一定の要件を満たす方に対し、市長申立て事案と同様に助成実施。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_06_3.html 【参考2】 ・令和4年3月28日より成年後見制度の利用促進に係る中核機関(札幌市成年後見推進センター)が設置された。	主：日自・後見

No. わんど (年度)	事例、問題提起、困りごと じれい もんだいていき こま	課題 かだい
例 れい	誰が何を困っているのか？ だれ なに こま 〇〇が〇〇 〇〇という事例 じれい	〇〇という課題がある かだい 〇〇が必要 ひつよう
69 (H26)	札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つからない。(相談) さっぽろしな い きんこう う い にゆうしよしせつ み ※個別ケースのため詳細は記載しません。 こべつ けー す しょうさい きさい	入所できる施設が見つからない にゆうしよ しせつ み 入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では？地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見えていくという流れが作れたら助かるが・・・。 にゆうしよしせつ こうかてき かつよう りようしゃ じゅんかんし す で む ひつよう ちいき で ひと だ ちいき むずか ひと いってい きかんしせつ み なが つく たす

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法は、障害福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入は定員がいっぱい。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議にお願いしてもよいのではないか。 入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施設からの地域移行について、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセスメントから実施したい。 身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチーム設置。	身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームにて課題検討。 【参考】 令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点(以下、「拠点」という。)」の整備について、拠点が必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。 【令和3年度】 第36回全体会(令和3年6月) 身体障がい、知的障がいの地域生活移行に関する課題についてどのようにしていくか、運営会議でどのように引継いでいくか、具体的に検討していくことを承認。 地域生活支援拠点の検証・検討の場、課題についての報告の場については、札幌市で検討し報告する予定と確認。 第37回全体会(令和3年12月) 協議会運営会議にて、各専門部会、地域部会へ「身体障がい者・知的障がい者の地域移行に関する課題」の抽出依頼を行うことを確認、依頼を実施したことを報告。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうな事は継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。 地域生活支援拠点検証委員会に係わる準備会議が令和4年3月30日に実施された。	主：社会資源 掲載：地域移行

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
86 (H28)	53歳：男性：前頭側頭葉型認知症（発症49歳時）病名の告知を受けている。就労継続支援B型利用。妻（大腸がんの既往）と長男（小学2年）の3人暮らし。 【本人の要望】働きたい（一般企業）。子供が小さく働くのを諦めるわけにはいかない。 【妻の要望】働くのは諦めてくれたらいいが…病気の進行が早く言葉が分からなくなり会話が困難になっている。適切なリハビリを受け少しでも病気の進行を遅らせた。 【本人の状況】場所と時間にこだわりがあり自力通所出来ている。しかし、マナーの悪い人などに「死ね！」と言いトラブルの可能性もある。作業中の人との接触やストレスなどで床や机・自分の顔を殴る。徐々にADLも障害されてきている。 【社会資源について】①短期入所などのレスパイトサービス：介護保険施設は同年代がいない・障害福祉サービス受け入れ経験がない状況。②認知症の方へのリハビリ：医療保険では認知症のリハビリは無く、介護保険サービスでは同年代の方がいないことや、年齢に応じた仕事等への関わりや、リハビリの対応できる事業所が無い。③就労継続支援で認知症の方の受け入れ経験が少ない事と対応の困難さがある。④家族介護が困難になった時のサービスが無い。（介護保険サービスでは年齢の差が大きくご本人に違和感があるように思われる）④病状告知してから4年間 病院以外の関係機関につながっていなかった。【相談】	【課題】若年性認知症の方への社会資源がない 【考えられる解決策】①～③若年性認知症の方々の生活の困難さや必要なサービスについての調査・研究→必要なサービスの整備 ④病名告知の段階など早期に支援が受けられるような仕組み作り。 【同様のケース】 - 急に発症すると、障害領域の資源になじまない - 記憶の保持が難しいと、受入側のノウハウがない

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 働く場の不足、知識の不足もあり、受け入れ態勢ができていない。 進行も早いので、どのタイミングでサービスかの判断も難しい。 病院には同様の方が多くいるが、病院がサービス利用対象者であることを知らないかもしれない。 就労支援推進部会に検討を依頼。	就労支援推進部会で継続審議中。	主：社会資源

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
89 (H28)	夫と二人世帯の60歳女性、身体障害（遠位型ミオパチー） 1種1級、支援区分6。 本人は、徐々に身体機能が衰えてきており、電動車いすを使用し自宅で生活している。本人は手が少し使えるのと、うまく立たせてもらうことができれば、少しの間立位を保ち、手すりにつかまって数歩移動することもできる。ただし、介助の仕方が身体状況の特性上難しい。 夫が就労しているため、月～金は生活介護と重度訪問介護を利用し、重度訪問介護では、自宅内でトイレへの移動や家事等を支援してもらっている。土日は夫が休みだが、夫も夫自身の用事があり、外出しなければいけないこともある。 この度、本人の利用するヘルパー事業所一社が、人員不足により本人の支援から撤退することになり、相談支援事業所が事業所紹介で関わってきた。本人からの利用希望に合わせてヘルパーを導入していきたいが、問い合わせる先々で人員不足で対応が難しいと断られた。そのため、夫が用事をこなせないことや、本人がトイレを我慢するしかない状況ができてしまった。現時点ではなんとかやってきているが、重度訪問介護が利用できる事業所が少なく、この先さらに介護が必要になった場合にどうしたらよいか困っている。【相談】	【課題】 重度訪問介護の事業所が少ないことについて 【考えられる解決策】 ①重度訪問介護を利用する方々のニーズの個性に沿って支援ができるように、重度訪問介護を請け負う事業所が増加すると良いと思っている。そのためには、請け負う事業所側にもメリットがあるように報酬改定等も検討が必要と思われる。また、事業所によっては、ヘルパーがPA制度で稼働することを認めていない事業所もあるため、障害福祉サービスとは違う形で請け負えるような方法はないかと思う。また、ヘルパーの技術向上の取り組みがあってもよいのではないかな。 ②このケース以外の重度訪問介護利用者で、支給量(時間)の半分以上しか使用していない利用者もいる。PA制度を時間拡大のためだけでなく、報酬増大(特に休日・夜間対策)のために活用できる仕組みがほしい。 ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 ヘルパーステーション側が、時間を細切れに色々なところへ行くので難しい。 特定の方に関わることで、本人のことも分かるし、事業所もペイする。 指導する人が増えないので、色々な事業所に派遣してもらい仕組みが作れたら良い。 今まで付き合いのある事業所同士で調整していたが、できなくなってきた、相談に繋がってきている。相談員に力が無いとか、相談室の責任にされてしまうが、そうではない。 難病の場合、介護保険のケアマネも絡んでくるので、どちらがということもある。 難病でも、若年性認知症でも、ヘルパー技術もあるが、事業所の教育も必要。そういう違うところでも考えていかないとならない。 事業所として受けたくても、事業所の職員が受けられないということもある。学校とか、きちんと教育していただけることも考えていかないといけない。 研修として、研修ができる方はどういう方か？ 市としては、報酬単価の話しかできないので、報酬と実践の組み合わせの説明の方が分かりやすいと思う。 研修も必要と思う。就労支援推進部会で管理者研修も考えている。そういうところで伝えることも。 就労支援事業所の利用率を調べたら七割くらい。足りないのではなく、余っている。数が少ないから研修とか、助成をしていかないと。 障がい者プランに、必要な数を載せていかないと取り組みづらいのでは？ヘルパーがどれだけ足りないから、とどれだけ増やすのかの数字を載せない。現状の数は出ているが、目標数値が出ていないので、協議会が目標数値を作るように。 中長期的には、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームから分かれて会議体を持つことも必要か？	・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームの検討課題として追加。検討中。 ・ヘルパープロジェクトとしても、管理者研修の必要性を強く感じている。専門部会連絡会と協働で検討し、研修についての議論を進める(令和元年6月24日運営会議) 【令和3年度】 ・No.1の記載と同様。	主：社会資源 副：制度(国域) 副：支援技法・障がい特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
25 (H25)	重度身体障がいの方の就職についての事例。 就職先の目処は立っているが、職場内介助者の確保が難しく具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利用してでも就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほとんどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。 雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティアも検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボランティアも安定して長期で入れることは不安定である。(相談7)	・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。
77 (H27)	・電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。 【現状の対処】 ・まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 ・対応する事業所をさがしている。 【意見】 ・移動と就労の2つの課題がある。 ・ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用 ・元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすてっぷの活用。 ・ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。(清田区)	【課題】 移動に制約のある方の就労支援。 【取組提案】 移動支援の通勤時の利用への拡大

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 - 助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。 - 就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。	就労支援推進部会で継続審議中。	主：労働
【課題整理済】 - 移動支援だと移送で費用がかかる - 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も - 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってきている - 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では - 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある - 介助については、される側とする側の関係性になってもしまう - 就労部会への情報提供	【参考】 平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。 【就労支援推進部会】 平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。 【移動に関するプロジェクトチーム】 平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行った。移動に関するプロジェクトチームの動きについては、No. 4 1 の記載を参照。	主：労働 副：移動

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
110 (R2)	精神保健福祉手帳申請中のケース。 本人が元気さ一ちでA型事業所を探し、見学後に応募するが、 「HW(ハローワーク)からの紹介状が必要」と事業所側から言われる。その後HWへ行くことになるが、『手帳取得→求人登録→紹介状』という流れの説明を受ける。手帳の進捗状況を確認のため、区役所に連絡すると、「HWからの紹介状がなくても就労継続A型の利用は可能」という説明を受ける。再度、A型事業所へ連絡を入れ、区役所の説明を伝えたとこ、HWからの紹介状は必須」と言われ、結局面接を受けることはできなかった。 本人からは、「A型事業所がハローワークの紹介状を求めていることは、機関(HW、区役所)の異なる説明について、混乱と同時に疑問が残った」との意見があった。 【相談】	1、A型事業所が特開金(特定求職者雇用開発助成金)欲しさにハローワークからの紹介状を求めることは相談支援業界では暗黙の了解になっているが、①ハローワーク、②区役所、が制度をどこまで理解できているのか疑問。「雇用」と「福祉サービス」という二つの観点から利用者に説明ができれば、利用者が混乱しないのではないかと。 2、A型事業所側のメリットとして、HWの紹介状を面接条件にするのであれば、見学の前に事前に条件を提示するとスムーズではないか？また、事業所都合であれば、事業所側にその説明責任はないのか？ ⇒※補足1：情報公表制度の項目を確認したが、上記2の説明責任に当る項目は見当たらない。 ⇒※補足2：特開金の是非を課題としている訳ではなく、障がい当事者にわかりやすく正しい情報が行き渡るためにはどのような工夫や取り組みが必要かということ課題としている。 【令和2年2月4日相談支援部会定例会でも議論】 ・利用者に正しい情報が正しく伝わるようにしていくことが望ましい。ハローワークや就労事業所に関することなので、就労支援推進部会でも課題を取り上げてもらえないか提案することの合意を得る。
70 (H27)	札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。 褥瘡(床ずれ)がある方または予防に必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物もあり、かなりの自己負担になってしまう。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買ったところ、自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また寝かせていて一般のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となった。(東区)	特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。 また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済み】 【令和2年度 第4回運営会議(令和2年9月・書面会議)】 ・就労支援推進部会で検討することで決定。	【令和3年3月24日協議会運営会会議(リモート会議)】 就労支援部会からの回答 ・ハローワーク求人票が出ている事業所でも「ハローワークを通さなくて良い」というところがある現状について ⇒対応は事業所による。あくまで個々の各事業所の判断によるため、直接事業所に聞くのが一番良い。 ・区役所の理解について ⇒区役所の方は行政が判断していただくということではない。 上記、就労支援推進部会からの回答を相談支援部会で共有することになる。 ⇒令和3年6月相談支援部会定例会にて上記就労支援部会からの回答を共有済み。	主：労働
【課題整理済】(カテゴリ変更による) ・他のまちの状況は？ →恵庭、北広島、江別 共に19600円(札幌市と同額) ・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない →まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい ・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイデアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？ →担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 →相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討(事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも) ・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。		主：制度(市域) 副：行政の仕組み

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
78 (H27)	児童の放課後等デイサービス支給日数について 【困りごと】 生活全般に常時援助が必要な児童（IQ20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。 現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われす。 重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。また、質の高い療育を受けさせていただきたい。 ・一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設けず支給している自治体もある。札幌市も児にあった適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。 【現状の対処】 ・児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。 ・移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイトにしかなくなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。 【意見】 ・必要性が薄い利用者もいる。 ・長期休業中や学校との連携に課題がある ・児にあった適切な支給量を決定することは、判断が難しいものの重要なことである。 ・支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。 ・成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区）	【課題】 障害児にあった適切な支給日数の決定について 【取組提案】 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 児者関係なく、拡大だけでなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のあるところからの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有	【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】 札幌市とその都度話し合いを行っていく。個別対応で支給量を決定しているが、放課後等デイサービスの区分が導入され、様々な制度が変わってきた面もある。	主：制度 (市域)

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
80 (H28)	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がい の息子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかかわるが 訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事 援助35時間の支給決定を受けている。月～土までの起床介 助と週3回の入浴介助(2名体制)で受け入れ可能な事業所 がなく、少しでも受けられるところを受けてもらい続けた結 果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所 の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分 で調整していくことが難しくなった。二度とこのような思い はしたくない。死活問題である。不安なので、一事業所でな く、複数事業所を利用してまわしていきたいと希望。計画相 談支援のことで、コーディネーター役をしてもらいたい と思ったと相談を受ける。【相談】	【課題】 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談 支援について 【考えられる解決策】 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談 支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知って おきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サー ビスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念 がある。一方、コーディネーター役は必要と判断できるケースで あり、同様なケース(ex:重度訪問介護利用者で65歳以上と なる方など)についての計画相談支援利用について、取り扱い をどうするのか札幌市としての見解を教えてほしい
81 (H28)	6歳の女兒。8歳の姉、3歳の弟(発達障がい)、1歳半(発 達障がい疑い)の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘル パー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人 の子供を相手にするのは大変で、毎週末末児を短期入所に預 けたいと思ったが、月7日以上で支給決定要件に該当しなかつ たケース。【相談】	【課題】 短期入所の支給決定基準について 【考えられる解決策】 現行の札幌市の基準では、原則7日/月の支給決定。これ以 上増やす際の要件として、ア. 介護者の長期不在、イ. 同居者 からの虐待、ウ. 利用者の心身の状況が不安定、エ. 施設入所 待機の4要件しかない。31日/月の支給決定を受けようとする 場合はこれらの厳しい条件があっても良いと思うが、そこま で必要なく、月10日、14日などの支給決定を受けたい場合 には別な要件を整備した方が良いと思われる。 障発第0330014号「介護給付費等の支給決定について」 では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日/月とい う縛りはなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するよ うに示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決 定ができるような支給決定基準を作成してほしい。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】 - 相談以外とも役割分担が必要。 - 札幌市の支給審査基準に関する課題。 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。 - 相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 ⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。	【参考】 障がい者施策によるホームヘルプサービス(居宅介護・重度訪問介護)の上乗せについて(改正)【札幌第5946号/平成29年3月31日】により対象者要件緩和。	主：制度(市域) 副：介護保険への移行
【課題整理済】 - 札幌市の支給審査基準に関する課題。(80の見解と同じ) 『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。(80の見解と同じ)	支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。	主：制度(市域)

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要
59 (H26)	今まではサービスに頼らないでハード面の整備を行っていたが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつある。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をしている。(相談27)	重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について
65 (H26)	日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数のサービスを利用する場合、各月日数8日(実質23日/1ヵ月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・保健福祉課双方の負担になっている。 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分ける必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きょ予定変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない時もある。(東区)	日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 サービス利用計画が提出されていれば、その都度の支給量調整を要しないようにできないか。
109 (R1)	中途障がいの方、高齢の方の情報伝達のツールがない。【南区】	サポートファイルさっぽろを使うことはできないか。

運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
誰が 何を いつ どのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
【課題整理済】(カテゴリ変更による) ・制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。P A制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。	主：制度 (国域)
【課題整理済】 国の協議会的なものに提案をしたい。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。	主：制度 (国域)
【課題整理済】 (2019年7月16日運営会議) ・就労事業所で利用者を受入れる場合、障がいに関する情報以外のもの(財産、権利擁護)についてはわからないことが多い。利用者に説明し親亡き後のファイルについて記載をするように工夫している事業所もある。 全体的に統一した書式にするのは難しいが、相談支援事業所やサービス提供事業所等できるところから行われてきている。 すぐに整えるのは難しいが、できる範囲で行うようにしていくしかない。 ・南区地域部会でも引き続き、できることはないか検討を続けていく。 ・各事業所や他地域の取組みの情報共有から何かわかるかもしれないので、地域部会連絡会でも情報交換を試みる。	【令和元年8月21日地域部会連絡会】 ・課題について共有し、各区で取組みがある場合は、都度情報共有をしていくことで合意。	

